

# 収運合理化で経過措置

## 有効期間は従前の許可でOK

### 改正廃棄物処理法

昨年12月17日、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令と廃棄物処理法の施行令の一部を

改正する政令が閣議決定され、22日に公布された。施行は4月1日となった。環境省は12月17日、

改正令施行後、積替え保管を行わない収集運搬業の許可の合理化に伴う経過措置について事務連絡した。施行後、従前の許可の範囲内で業を行うために当該指定都市の管轄区域を管轄する都道府県の許可または変更許可を受けなければならない者は基本的に従前の許可の有効期間内は従前の許可のまま業が行える。施行前に有効期間が切れつつある場合の許可申請につ

いては従前どおり。措置内容は二つに分かれる。ケース①として、たとえば、神奈川県内で、横浜市と川崎市の両方の許可を持っている業者が県の許可を持っていないとき、改正令施行後、許可権者は県になるため、施行と同時に許可が失効してしまふ。そこで、経過措置として、横浜市、川崎市の従前の許可の有効期限が切れるまでは従前の許可で業が行

えることとした。ただし、横浜市や川崎市のうち、許可の有効期限が短い方に合わせ、県から許可を取得することが必要になる。

ケース②として、神奈川県と横浜市の両方の許可を持っている業者が、市の許可品目より県の許可品目が少ないとき、改正令施行後、県で取得していない品目は取り扱えなくなる。そこで、経過措置として、県の許可の有効期限までは従前の許可で業が行えることとした。ただし、廃石膏ボードのように自治体によって「がれき類」と「ガラス・陶磁器くず」で品目の判断が異なる場合、ケース②を適用しつつ、運用上のすり合わせに委ねることになるという。